

[事案 2024-233] 契約無効等請求

・令和7年10月27日 和解成立

<事案の概要>

自分の同意のない契約であることを理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和52年11月に契約した家族収入保険（契約①）について、平成4年11月に終身保険（契約②）に転換し（転換①）、平成14年7月に契約②を利率変動型積立終身保険（契約③）に転換し（転換②）、平成30年1月に契約③を利率変動型積立終身保険（契約④）に保障見直ししたが、以下等の理由により、転換①を無効とし、契約①の満期保険金を支払ってほしい。

- (1) 契約②は、妻が自分の同意なく申し込んだものである。自分は、転換①に際し、募集人と面接したことはない。保険法第38条によれば、被保険者の同意がなければ保険契約は効力を生じないため、契約②は無効である。
- (2) 契約②の申込書の筆跡は妻のものであり、また、申込書に添付されている印鑑証明書は、妻と子が募集人と3人で市役所に取りに行ったものである。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人妻に対して契約②の保障内容を説明し、了解を得たうえで申立人に説明しようとしたところ、申立人は忙しいので説明をしておくから大丈夫と言われたため、申立人妻へ申込書類を交付した。その数日後、募集人は、申立人妻から署名のある申込書類と申立人の印鑑証明書を受領し、契約②が成立している。申立人が募集人の前で手続きをしていないとしても、申立人の印鑑証明書が提出されていることからすると、契約②について、申立人の同意があった。
- (2) 申立人は、平成14年には転換②を行い、平成20年および平成25年には契約③の定期保険を減額して更新し、平成30年には保険期間や保険料を踏まえた保障見直しをしている。これらの契約の経緯からすると、申立人は、契約①が転換等により契約④になっていることを認識していたと考えられる。
- (3) 申立人は、平成16年には入院給付金等を請求し、平成21年には証券の再発行を請求し、平成28年には名義変更を請求するなど、各種手続きを行っていることからすると、申立人は契約内容を理解していると思われる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換①②および見直し時における事情等を確認するため、申立人および申立人子、ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められないが、以下等の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は、契約②の締結前に、契約者兼被保険者である申立人に対し直接説明した事実は

認められず、このことは募集人も認めている。契約②は、契約①を転換して成立するものであることからすれば、より慎重な募集をすべきであり、少なくとも、募集人、募集にあたり申立人と面談をすべきであったと思われる。

- (2) 募集人が、面談の上、設計書やパンフレットを用いて説明をすれば、申立人が、契約①が存続している旨を誤信することを防げた可能性がある。